

令和元年度被災小規模事業者再建事業

# 持続化補助金 台風19号型 申請書作成支援セミナーのお知らせ

令和元年台風19号の被害により、自社の事業用資産に損壊等の直接的被害が生じた被災地域の小規模事業者を対象に、災害からの事業再建に向けた計画を作成し、計画に基づいて行う事業再建の取り組みに要する経費に対し、「補助上限額：100万円（補助率2/3）」を補助するものです。

→本セミナーは申請を支援するもので補助金の採択を保証するものではありません。

※詳細は特設ウェブサイトに掲載の公募要領等をご確認ください。 <http://www.shokokai.or.jp/saiken/>

※小規模事業者の定義

業務分類	定義
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	従業員 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	従業員20人以下
製造業その他	従業員20人以下

【事前にご用意いただくもの】

・決算書2期分、事業者用り災証明書等（※台風19号によるもの）、見積書等の必要経費が分かる資料

※事前にご用意いただけない場合は、木更津商工会議所までお問い合わせください。

公募期間 12月17日（火）～1月17日（金）

## ■補助対象者

災害救助法適用地域に所在し、令和元年台風19号により自社の事業用資産に直接的な被害を受けた小規模事業者。

（※被害を証明する公的書類の提出が必要です。）

## ■補助対象経費

機械装置等費、広報費、開発費、車両購入費、設備処分費、委託費、外注費など

→特例として令和元年10月10日以降に発生した経費も遡って補助対象経費に計上可能です。

※申請書類に基づく審査の結果、採択を受けた事業者が補助金交付の対象となります。

日時

令和元年12月26日（木） ① 10:00～12:30  
② 13:30～16:00

※補助金説明 60分

申請書作成 90分

※説明会のみ参加可

講師

千葉県よろず支援拠点コーディネーター 尾崎 佳貴 氏（中小企業診断士）

場所

木更津商工会議所 3 F 実習室

持物

ノートパソコン・筆記具・電卓等

※パソコンをご持参いただくと、申請書類作成がスムーズです。

申込

下記申込書にご記入の上、当所まで  
FAXにてお申込み下さい。（要予約）

★当日のセミナー参加が難しい事業者様へ

個別に当所経営指導員がご説明させていただきます。お電話にてお申し付けください。改めて面談日を設定させていただきます。

木更津商工会議所 FAX.37-8705 補助金申請セミナー申込書

事業所名		参加者名	年齢
所在地		業種	
電話番号	FAX		
ご希望時間	① 10:00～12:30		② 13:30～16:00

※記入いただきました個人情報は、セミナー開催における連絡や参加者名簿の作成にのみ利用いたします。

【お問合せ】木更津商工会議所 中小企業相談所 0438-37-8700